

五本松運動広場整備事業（公契約）

入札説明書

令和7年3月

我孫子市

目次

1. 入札説明書の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名.....	2
2.2. 事業に供される公共施設の種類.....	2
2.3. 公共施設等の管理者の名称.....	2
2.4. 事業の目的.....	2
2.5. 整備方針.....	2
2.6. 事業の概要.....	3
2.6.1. 本件施設用地の立地条件等.....	3
2.6.2. 施設の構成.....	3
2.6.3. 事業方式.....	3
2.6.4. 事業期間.....	4
2.6.5. 業務範囲.....	4
2.6.6. 事業者の収入.....	4
2.6.7. 事業の実施スケジュール（予定）.....	4
2.7. 法令等の遵守.....	4
2.8. 個人情報保護.....	4
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	5
3.1. 事業者の募集及び選定方法.....	5
3.2. 事業者の募集・選定スケジュール.....	5
3.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件.....	5
3.3.1. 入札参加者の構成等.....	5
3.3.2. 入札参加者の資格要件.....	6
3.3.3. 設計共同体、特定建設工事共同企業体の結成.....	7
3.3.4. 構成員の兼任.....	7
3.3.5. 事業スキーム（想定）.....	8
3.3.6. 構成員の制限.....	9
3.3.7. 地域経済への配慮.....	10
3.3.8. 入札参加資格の確認.....	10
3.4. 入札手続き、落札者の決定方法等.....	10
3.4.1. 入札説明書等に関する質問の受付.....	10
3.4.2. 入札説明書等に関する質問に対する回答.....	10
3.4.3. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知.....	11
3.4.4. 入札及び提案書の受付.....	12
3.4.5. 提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）.....	14
3.4.6. 開札.....	14

3.4.7. 落札者の決定及び公表.....	14
3.5. 契約に関する基本的な考え方	15
3.5.1. 基本協定の締結	15
3.5.2. 設計・建設業務請負契約の締結.....	15
3.5.3. 基本協定書の内容変更.....	16
3.5.4. 契約書の内容変更.....	16
3.5.5. 基本協定書及び契約書作成費用.....	16
3.6. その他.....	16
4. その他.....	17
4.1. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	17
4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
4.2.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	17
4.2.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
4.3. その他事業の実施に関し必要な事項.....	17
4.3.1. 議会の議決.....	17
4.3.2. 情報公開及び情報提供.....	17
4.3.3. 本事業において使用する言語等.....	17
4.3.4. 入札参加に伴う費用負担.....	17
4.4. 入札説明書等に関する問合せ先.....	18

1. 入札説明書の定義

五本松運動広場整備事業（公契約）入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、我孫子市が設計・施工一括方式で発注する「五本松運動広場整備事業（公契約）」に対して令和7年3月12日付で公告した総合評価一般競争入札についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ・ 要求水準書
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 設計・建設業務請負契約書（案）
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集

2. 事業概要

2.1. 事業名

五本松運動広場整備事業（公契約）（以下「本事業」という。）

2.2. 事業に供される公共施設の種類

人工芝サッカー・ラグビー場、全天候陸上トラック、多目的広場、クラブハウス、屋根付きスタンド、駐車場（以下、「本件施設」という。）

2.3. 公共施設等の管理者の名称

我孫子市長 星野 順一郎

2.4. 事業の目的

我孫子市（以下、「市」という。）には、利根川ゆうゆう公園内にサッカー場（一般用2面、少年用3面）が整備されているが、天然芝コートのため一定の養生期間が必要であり、年間の利用日数が制限されている。また、河川敷のため、台風時には利根川の増水によりサッカー場が水没し、長期間利用できないこともある。そのため、このような状況を解消し、年間を通して利用できるサッカー場の整備が課題となっている。

また、市にはジャパンラグビーリーグワンに加盟する“NEC グリーンロケッツ東葛”の練習拠点があり、ラグビーを楽しむ市民も多くいるが、ラグビー場がなく、ラグビーを楽しめる環境が整備されていない状況である。

市では、「我孫子市第四次総合計画」と整合性を図りながら、国の「第3期スポーツ基本計画」及び千葉県「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考にし、「我孫子市スポーツ推進計画」を令和5年3月に策定した。「我孫子市スポーツ推進計画」では、本市のスポーツ施策の方向性を示しており、五本松運動広場においては、新たなサッカー場兼ラグビー場の整備を推進するとしている。

これらの経緯を踏まえ、市では、五本松運動広場におけるサッカー場兼ラグビー場の整備に関して必要となる基本的な事項を「五本松運動広場整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）として令和6年3月に取りまとめた。

本事業は、基本計画において整備することとした施設の整備を行い、年間を通して利用できるサッカー兼ラグビー場を整備することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な施設整備を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から、本事業の実施にあたり、DB方式の導入を図るものとする。

2.5. 整備方針

本事業は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、本件施設の設計及び建設を行う。

五本松運動広場に求められる役割を踏まえ、本件施設の整備方針を以下のとおりとする。

ア サッカーやラグビーを中心に、多様な屋外競技に利用可能なサッカー場兼ラグビー場を整備する。

イ 年間を通して利用できることを前提とし、施設の高効率、高稼働率を実現する。

- ウ 照明設備、防球フェンス、トイレ改修、熱中症予防等のための休憩スペース、管理棟、駐車場、駐輪場等について、財政的負担や市民の利便性を勘案しながら整備する。
- エ 周辺の手賀沼をはじめとする地域の環境への配慮や SDGs の視点を考慮した整備を行う。

2.6. 事業の概要

2.6.1. 本件施設用地の立地条件等

- ア 所在地 我孫子市岡発戸 1433 番地の 2
- イ 面積 31,826 m²
- ウ 都市計画
 - a 都市計画区域 市街化調整区域
 - b 建ぺい率・容積率 60%・200%
 - c 高さ制限 制限なし
 - d 道路斜線 勾配 1.5
 - e 隣地斜線 20m＋勾配 1.25
 - f 日影規制 規制なし
 - g 建築基準法第 22 条区域 指定あり
 - h その他の地域区域 農業振興地域、手賀沼ふれあいライン特定地区、自然公園（県立印旛手賀自然公園区域）－普通地域
- エ その他 岡発戸新田貝塚および仲谷津遺跡の範囲に該当
ただし、既に開発により消滅または届出済みの範囲であるため、新たな届出または通知の提出は不要

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等にあって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.6.2. 施設の構成

対象施設の構成の概要は次表のとおりである。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準の詳細については「要求水準書」に示す。

表 施設の構成

区域区分	諸室等
サッカー・ラグビーコート	1 面、人工芝
陸上競技用トラック	400m トラック（6 コース）、走り幅跳び走路及びピット、全天候型
多目的芝生広場	3,400 m ²
クラブハウス	1 棟（延べ面積 320 m ² 程度）
屋根付きスタンド	1 式（180 席）
駐車場	常設駐車場 60 台以上、臨時駐車場 40 台以上

2.6.3. 事業方式

本事業は DB（Design：設計、Build：建設）方式により実施する。市は本件施設の設計・建設に係る資金を調達する。

2.6.4. 事業期間

本事業の履行期間は、設計・建設業務請負契約締結日の翌日から令和9年3月23日までとする。

2.6.5. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（建築・土木）
- ウ 既存施設解体撤去等工事業務
- エ 建設業務（建築・土木）
- オ 什器・備品調達・設置業務
- カ 開業準備業務
- キ 各種許認可申請等の手続業務
- ク 補助金申請に係る資料作成支援業務
- ケ 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- コ その他これらを実施する上で必要な関連業務

2.6.6. 事業者の収入

市は、事業者が実施する設計・建設に係る業務委託料について、各業務の着手時に前払金を支払うほか、残額を各業務の完了時に事業者へ支払う。なお、詳細は「設計・建設業務請負契約書（案）」を参照のこと。

2.6.7. 事業の実施スケジュール（予定）

事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。

- ア 契約締結 令和7年10月仮契約（我孫子市議会承認後本契約）
- イ 設計・建設期間 令和7年12月～令和9年3月（1年3か月間）
ただし、令和7年12月末までは既存利用団体との調整があるため、建設工事の着手については市と協議を行うこと。
また、別工事（雨水排水暗渠管更生工事・5日程度）が発生する可能性があり、その場合、工事調整を行うこと。
- ウ 本件施設の引き渡し 令和9年3月23日

2.7. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.8. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設の各業務において、事業者による効率的・効果的な業務の実施を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、業務委託料の額、設計・建設に関する能力等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

3.2. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和 7年	3月12日（水）	入札公告及び入札説明書等の公表
	4月4日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期限
	4月18日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
	5月15日（木）	入札参加資格審査書類の受付期限
	6月10日（火）	入札参加資格審査結果の通知
	7月15日（火）	入札及び提案書の受付期限
	8月中旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）、開札
	8月下旬～9月中旬	落札者の決定及び公表
	9月～10月	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結 (我孫子市議会承認後本契約)

3.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件

3.3.1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）及び建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。

なお、設計企業及び建設企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

a 設計企業：設計業務

b 建設企業：建設業務

イ 構成員のうち、土木（スポーツ施設等）建設企業の1者を代表企業として定め、入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係るSPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

ウ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

エ 構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、市に通知し、承諾を得るものとする。

3.3.2. 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、次の(1)～(3)の入札参加資格要件のうち、分担する業務範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。また、建設業法等に基づいて適正な技術者を配置するものとする。

(1) 設計企業

1) 土木（スポーツ施設等）設計企業

土木（スポーツ施設等）設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施することも可能とするが、すべての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ア 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（部門は問わない。）を行っていること。
- イ 令和 6・7 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「測量・コンサルタント」又は「建設工事」に登録されていること。
- ウ 入札公告日から起算して過去 10 年以内に、人工芝のサッカー場又はラグビー場（新設に限る）の実施設計に係る契約を元請として締結し、完了した実績を有していること。

2) 建築（クラブハウス等）設計企業

建築（クラブハウス等）設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施することも可能とするが、すべての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和 6・7 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「測量・コンサルタント」又は「建設工事」に登録されていること。
- ウ 入札公告日から起算して過去 10 年以内に、国、地方公共団体又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人をいう。）（以下総称して「官公庁」という。）が発注した新築、かつ延床面積 300 m²以上の公共施設の実施設計に係る契約を元請として締結し、完了した実績を有していること。

(2) 建設企業

1) 土木（スポーツ施設等）建設企業

土木（スポーツ施設等）建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施することも可能とするが、すべての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 令和 6・7 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「建設工事」に登録されており、業種が「土木一式工事」であること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）

の結果において土木工事一式の総合評定値が、市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）は 800 点以上、それ以外の者は 1,000 点以上であること。

- エ 入札公告日から起算して過去 10 年以内に、人工芝のサッカー場又はラグビー場（新設に限る）の施工に係る契約を元請として締結し、完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、代表企業（共同企業体の最大出資者）としての実績に限る。

2) 建築（クラブハウス等）建設企業

建築（クラブハウス等）建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施することも可能とするが、すべての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 令和 6・7 年度我孫子市入札参加資格者名簿の「建設工事」に登録されており、業種が「建築一式工事」であること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が、市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）は 800 点以上、それ以外の者は 1,000 点以上であること。
- エ 入札公告日から起算して過去 10 年以内に、官公庁が発注した新築、かつ延床面積 300 m²以上の公共施設の施工に係る契約を元請として締結し、完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、代表企業（共同企業体の最大出資者）としての実績に限る。

3.3.3. 設計共同体、特定建設工事共同企業体の結成

(1) 設計共同体

土木（スポーツ施設等）設計企業及び建築（クラブハウス等）設計企業は、代表者を土木（スポーツ施設等）設計企業の 1 者とする設計共同体を結成すること。なお、1 者で土木（スポーツ施設等）設計企業及び建築（クラブハウス等）設計企業の資格要件を全て満たす場合は、設計共同体を結成せず、単独企業での参加も可とする。

(2) 特定建設工事共同企業体

土木（スポーツ施設等）建設企業及び建築（クラブハウス等）建設企業は、代表者を土木（スポーツ施設等）建設企業の 1 者とする特定建設工事共同企業体（乙型）を結成すること。なお、1 者で土木（スポーツ施設等）建設企業及び建築（クラブハウス等）建設企業の資格要件を全て満たす場合は、特定建設工事共同企業体を結成せず、単独企業での参加も可とする。

3.3.4. 構成員の兼任

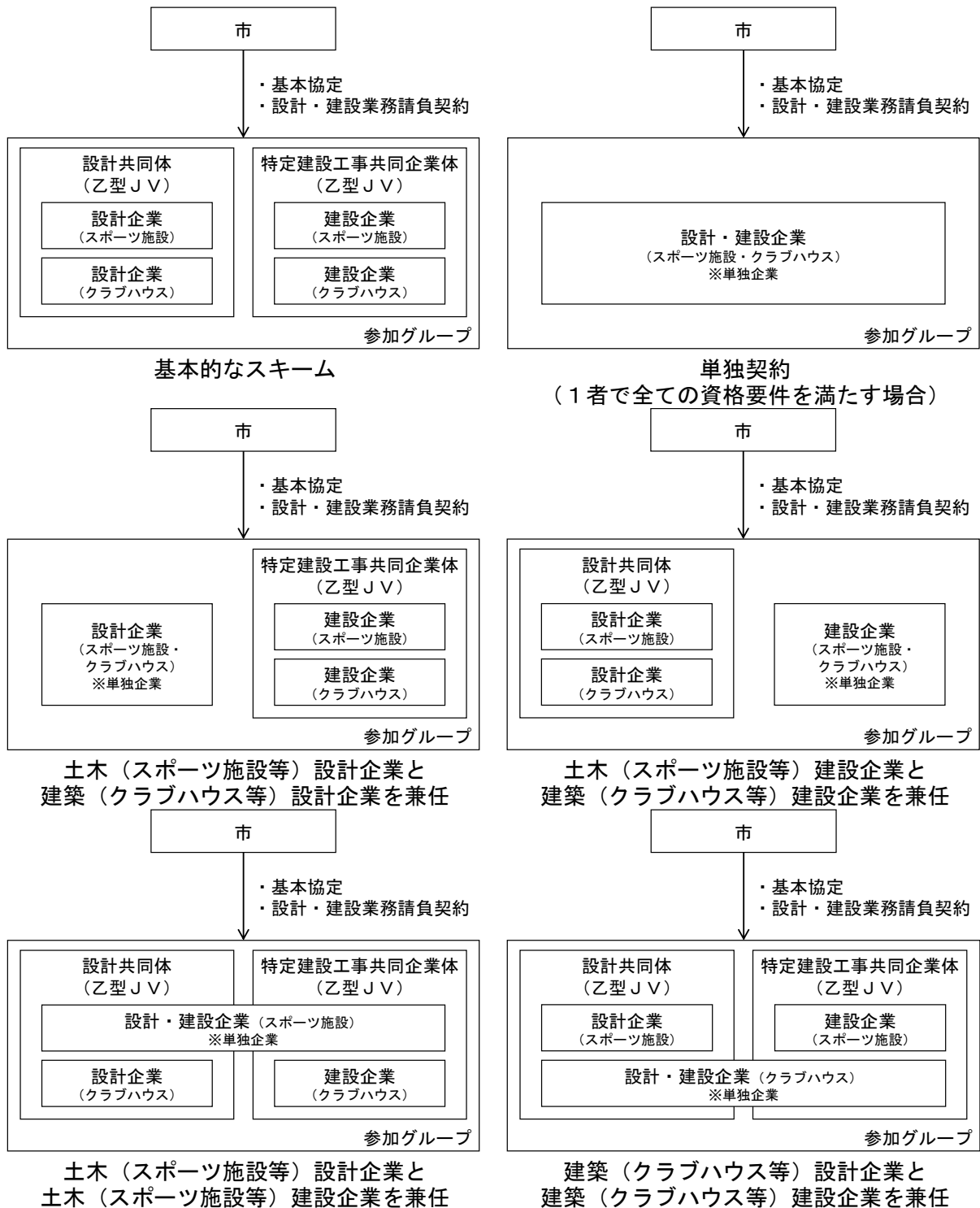
(1) 土木（スポーツ施設等）に係る構成員の兼任

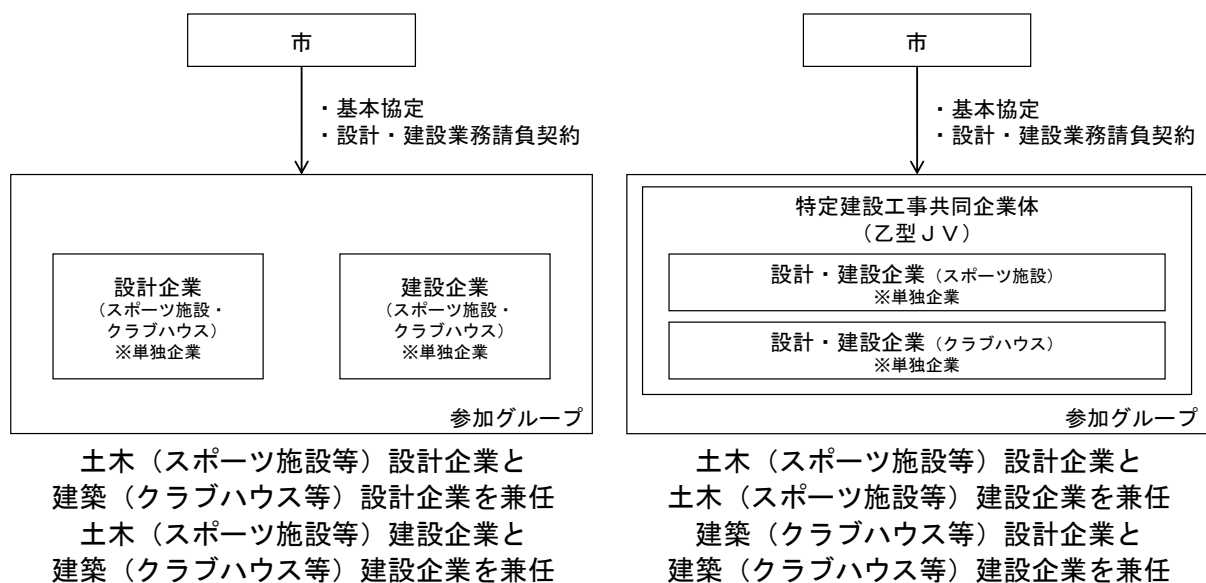
1 者で土木（スポーツ施設等）設計企業及び土木（スポーツ施設等）建設企業の資格要件を全て満たす場合は、土木（スポーツ施設等）設計企業と土木（スポーツ施設等）建設企業を兼ねることも可とする。

(2) 建築（クラブハウス等）に係る構成員の兼任

1者で建築（クラブハウス等）設計企業及び建築（クラブハウス等）建設企業の資格要件を全て満たす場合は、建築（クラブハウス等）設計企業と建築（クラブハウス等）建設企業を兼ねることも可とする。

3.3.5. 事業スキーム（想定）





3.3.6. 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者
- イ 市の指名停止措置を受けている者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者(ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)
- エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- オ 次のaからfまでのいずれかの場合に該当する者(c~fについては役員又は使用している相当の責任の地位にある者が該当する場合も含む)
 - a 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - b 暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
 - c 自己、自己が経営する法人その他の団体、自己が所属する法人その他の団体又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用していること。
 - d 暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っている。
 - e 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - f a~eに掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本金面若しくは人事面

において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・NiX JAPAN 株式会社 富山県富山市奥田新町1番23号
 - ・はぜのき法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号メトロシティ築地新富町601号
- キ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本金若しくは人事面において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

3.3.7. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、我孫子市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

3.3.8. 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格審査書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者の決定日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

3.4. 入札手続き、落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は「落札者決定基準」を参照のこと。

3.4.1. 入札説明書等に関する質問の受付

入札に参加を希望する者から、入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年3月12日（水）から令和7年4月4日（金）17時00分まで

(2) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 五本松運動広場整備事業」とし、入札説明書等に関する質問書(様式1)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。市は、質問書の提出が確認された場合、その旨を電子メールにより質問者へ通知する。

電子メール：sports@city.abiko.chiba.jp

3.4.2. 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、令和7年4月18日（金）に、市ホームページで公表する。

なお、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、公表することで質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある質問がある場合、質問書にその旨を明記すること。ただし市は、質問者が非公表を希望する質問であっても、必要と判断した場合には、事前に通知の上、

公表する場合がある。

また、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.3. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査書類を提出し入札参加資格の確認を受けること。
なお、期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格審査書類の受付期間・提出先及び方法

1) 提出方法

入札参加資格審査書類は、書留又は簡易書留にて提出先へ郵送により提出すること。

2) 提出期限

令和7年5月15日（木）17時00分必着

3) 提出先

〒270-1166 我孫子市我孫子 1684 番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係

(2) 入札参加資格審査書類の作成

入札参加資格審査書類は、様式集（様式2～14）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された入札参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、市が別途定める期日までに当該入札参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、入札参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和7年6月10日（火）までに通知する。

(4) 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、書面により次のとおり不服を申し立てることができる。

1) 提出方法

入札参加資格審査結果不服申立書（様式集 様式15）を書留又は簡易書留にて提出先へ郵送により提出すること。

2) 提出期限

令和7年6月17日（火）17時00分必着

3) 提出先

〒270-1166 我孫子市我孫子 1684 番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係

4) 回答

令和7年6月20日（金）までに書面により回答する。

(5) その他

- ア 入札参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 市は、提出された入札参加資格審査書類を入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- ウ 入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- エ 入札参加資格審査書類の提出以後、入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者が入札及び提案書の提出を辞退する場合は、入札辞退届（様式集 様式 16）を開札の執行完了に至るまでに以下に書留又は簡易書留にて郵送、又は持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

〒270-1166 我孫子市我孫子 1684 番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係

3.4.4. 入札及び提案書の受付

入札参加者は、入札書及び提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出先及び方法

1) 提出方法

提案書を提出先へ書留又は簡易書留にて郵送により提出すること。

2) 提出期限

令和7年7月15日（火）17時00分必着

3) 提出先

〒270-1166 我孫子市我孫子 1684 番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係

(2) 入札書の受付期間・提出先及び方法

1) 入札方法

入札書（様式集 様式 17-1）及び入札書内訳書（様式集 様式 17-2）を書留又は簡易書留にて提出先へ郵送により提出すること。

2) 提出期限

令和7年7月15日（火）17時00分必着

3) 提出先

〒270-1166 我孫子市我孫子 1684 番地

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係

(3) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項

1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

2) 費用負担等

入札書及び提案書の作成並びに入札・提出等に係る必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3) 入札書及び提案書の作成方法

入札書及び提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

4) 入札の棄権

入札参加者が、入札書及び提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

5) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

6) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の一部を技術流出が無い範囲で無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料及び施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を原則として入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 入札書及び提案書の変更禁止

入札書及び提案書の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではない。また、市は、提出された提案書を審査した上で必要があると判断した場合は、入札参加者に疑義照会し、市が別途定める期日までに回答及び追加書類の提出を求めることがある。

7) 入札保証金

免除する。

3.4.5. 提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）

落札者決定基準に基づき加点項目審査の対象となった入札参加者に対して提案内容の説明を求めため、ヒアリングを行う。

ヒアリングは、入札参加者による提案書に関するプレゼンテーションを 20 分以内、選定委員会もしくは市から入札参加者への提案書に関する質疑及び入札参加者から同委員会もしくは市への回答を 40 分以内とする。動画、3Dモデル、模型等の使用は可とする。

なお、実施場所や日時等の詳細については、令和7年8月1日（金）までに加点項目審査の対象となった入札参加者に対して通知するものとする。

3.4.6. 開札

開札は公開で行う。入札参加資格審査書類その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

なお、開札場所や日時等の詳細については、入札参加資格審査結果の通知時に入札参加者に対して通知するものとする。

3.4.7. 落札者の決定及び公表

(1) 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

また、事業者選定に係る審査講評を後日公表する。

(3) 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施する。当該入札参加者が入札参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合、及び低入札価格調査において落札者と決定することが不適当と判定された場合は、本入札は成立しないものとする。

(4) 低入札価格調査

本入札は、入札公告文及び入札説明書等と並列して掲示している五本松運動広場整備事業（公契約）低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査制度の対象である。

市は、最優秀提案者の提示した入札額が調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留

して入札を終了する。この場合において、その結果については後日通知する。

調査基準価格を下回った入札額を提示した者（以下「調査対象者」という。）は、開札をした日の翌日から起算して3日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日は算入しない。）以内に、同要領第8条第1項に規定する、同要領別表第1に掲げる様式その他市長が低入札価格の調査のために必要と認める書類を提出する。提出期限までに当該書類を提出しない場合は、入札を無効とする。

低入札価格調査報告書等については、一旦提出された後の一部又は全部の差替え及び書類の追加提出は認めないものとする。ただし、発注主管課長が必要と認めた場合に限り、調査対象者に対し、提出期限後の書類の追加提出を認めるものとする。

市は、調査対象者のうち、最優秀提案者から順に、契約の 내용에 適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。このため、契約の 내용에 適合した履行がされないおそれがあると判断された場合は、最優秀提案者が必ずしも落札者となるとは限らない。

調査対象者は、低入札価格調査において市の聴取及びヒアリングに協力すること。聴取及びヒアリングに協力しないときは、当該入札を無効とする。

最優秀提案者を落札者と決定することが不相当と認めるときは、その者を落札者とせず、最優秀提案者の次に高い総合評価点の者（以下、「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。ただし、次順位者が調査対象者であった場合には、同様に調査を実施し、必要な措置を講ずるものとする。

落札者と決定するべき入札がないときは、本入札は成立しないものとする。

なお、本入札に当たり、失格基準価格は設定しない。

3.5. 契約に関する基本的な考え方

3.5.1. 基本協定の締結

市は、落札者の構成員と基本協定を締結する。

また、落札者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すことができるものとする。

3.5.2. 設計・建設業務請負契約の締結

市は落札者と設計・建設業務請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、我孫子市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、落札者の代表企業及び代表企業以外の構成員が本契約までの間に入札参加者が備えるべき入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すことができる。その際に、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を取り消すことができるものとする。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書に規定する金額を請求することがある。

3.5.3. 基本協定書の内容変更

落札者の構成員との基本協定書の締結に際し、基本協定書の内容変更は行わない。ただし、基本協定書の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.5.4. 契約書の内容変更

落札者との仮契約の締結に際し、契約書の内容変更は行わない。ただし、仮契約の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.5.5. 基本協定書及び契約書作成費用

基本協定書及び契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、基本協定書及び契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

3.6. その他

本事業の建設業務は、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）の適用を受ける公契約である。条例の適用を受ける公契約を締結した事業者は、次に示す事項を含め、条例及び我孫子市公契約条例施行規則（平成27年規則第16号。以下「施行規則」という。）に規定された事項を遵守しなければならない。

- （1）当該指定管理業務に従事する労働者等に対し、条例第6条に規定されている労務報酬下限額以上の賃金を支払わなければならないほか、労働者の適正な労働条件の確保等を行うこと。
- （2）条例第8条に規定されとおり台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告を行わなければならない。
- （3）条例の適用を受ける公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、条例が適用される契約であり、下請負者にも条例が適用される旨を周知しなければならない。

※ 条例及び施行規則の詳細については、我孫子市役所ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞公契約条例＞我孫子市公契約条例の手引き」の「我孫子市公契約条例の手引き（令和6年4月）」を参照すること。

4. その他

4.1. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書中に規定する具体的措置に従う。また、契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

4.2.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

4.2.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業においてスポーツ振興くじ助成金等の補助金を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

4.3. その他事業の実施に関し必要な事項

4.3.1. 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和7年12月我孫子市議会定例会に提出する予定である。

4.3.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

4.3.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4.3.4. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4.4. 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課 スポーツ振興係 担当：清水、四家 〒270-1166 我孫子市我孫子 1684 番地 電話：04-7185-1604 電子メール：sports@city.abiko.chiba.jp
--